

1 基本方針

文武両道を実現し、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動を行う。

2 設置する部活動

陸上競技、バスケットボール、バレーボール、卓球、ハンドボール、サッカー、バドミントン、ソフトテニス、剣道、テニス、野球、吹奏楽、美術、書道、生物園芸、写真、放送無線、茶華道、文芸、歴史研究、演劇、棋道、ESS、パソコン（ラグビー、ソフトボール、柔道）

3 目標

- (1) 健康・安全や運動についての理解と運動の合理的・計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- (2) 生活に豊かな潤いを与える文化・芸術を尊び、これを継続的・計画的に深めることを通して生涯にわたって平和な社会づくりに貢献する態度を育てる。
- (3) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

4 部活動の運営について

(1) 活動時間及び休養日について

① 活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度（朝練習も含む）、休日は3時間程度（公式大会は除く）とする。終日練習（午前・午後の二部練習）は行わない。
- ・朝練習を行う場合、練習開始は7時30分以降とする。
- ・週当たりの活動時間の上限は、16時間程度とする。
- ・下校時刻は厳守する。（18：15までに活動終了、18：30までに完全下校）

② 休養日

- ・原則として、週当たり2日以上休養日を設けることとし、かつ、土曜日か日曜日のいずれかを休養日とする。
- ・週末に大会参加等で連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・原則として、考査1週間前から考査終了前日までは活動を禁止する。ただし、高体連・高文連等の主催する大会等が、考査期間内または考査後2週間以内にある場合、顧問の申し出により、準備、片付けを含めて1時間半以内の活動を認める。中国大会以上の大会に県を代表して出場する場合は、関係者で協議して練習時間の延長を認めることがある。いずれも、考査時間割発表後の通常授業日の活動は、最終下校時刻を越えないものとする。

(2) 合宿

- ・合宿規程にもとづき、合宿を行うことができる。

(3) 大会参加

- ・大会参加は、高体連及び高文連等が主催する大会へ参加することを原則とする。その他関係団体が主催する大会への参加については、校長の許可を得ることとする。

5 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。（5月または6月）

(2) 部顧問会議は、年2回以上行い、活動方針の確認、安全への配慮、効率的・効果的な活動の推進等の共通認識を図ることとする。

(3) 部集会は、年2回以上行い、部活動の活動方針、安全への配慮、部室等の使用規定・マナーの確認を行い、スムーズな部活動運営ができるようにする。

(4) 部費等の取扱いは公費に準じ、学校徴収金マニュアルに基づいて適切に管理する。また、決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。